株式会社スマサポ

定　款

平成３０年４月２日一部変更

平成３０年８月２７日一部変更

平成３０年１２月１４日一部変更（第２５条）

令和１年９月２６日一部変更

令和１年１１月２５日一部変更（第２条変更、第９条・第１０条追加、一部条文削除）

令和１年１２月２７日一部変更

令和４年２月１４日一部変更（第５条変更、第９条追加）

令和４年６月１６日一部変更（第６条）

令和４年９月１６日一部変更

定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）
第１条　当会社は、株式会社スマサポ　と称し、英文では、Sumasapo Inc.と表示する。

（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．コールセンターの運営及び管理並びにそれらの受託
２．電力・ガス・通信回線の販売代理及び取次業
３．卸売業、小売業、通信販売業
４．不動産コンサルタント業
５．アプリケーションの企画、開発及び販売
６．アプリケーションを通じた各種コンテンツ提供
７．コンピュータシステム及びソフトウェアの企画・設計・開発・販売・賃貸・保守及び運用
８．損害保険代理店業
９．家具、家電商品のレンタル
１０．不動産の賃貸借における賃料・敷金・礼金・保証金・管理費・共益費・原状回復費等債務の保証業務
１１．不動産の賃貸借における賃料・敷金・礼金・保証金・管理費・共益費・原状回復費等の集金代行業務
１２．広告宣伝の企画及び製作
１３．賃貸マンションの入居者に対する各種サービスの提供
１４．賃貸マンションの写真・動画撮影代行業務並びに居室内の間取り採寸サービスの企画運用
１５．前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を　東京都中央区　に置く。

（機関の構成）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
１．取締役会
２．監査役
３．監査役会
４．会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、８００万株とする。

（単元株式数）
第７条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
１．会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
２．会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）
第１０条　当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株主総会

（招集）
第１１条　定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。

（定時株主総会の基準日）
第１２条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年９月３０日とする。

（招集権者及び議長）
第１３条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役社長が招集し、議長となる。
２　社長に事故があるときは、取締役会にてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定るものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）
第１５条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）
第１６条　株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は１名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
２　前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第１７条　当会社の取締役は、５名以内とする。

（取締役の選任及び解任の方法）
第１８条　当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
２　取締役の選任については、累積投票によらない。
３　取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（取締役の任期）
第１９条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第２０条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議によって取締役社長１名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第２１条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会規則）
第２２条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会おいて定める取締役会規則による。

（報酬等）
第２３条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の権利（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第２４条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（取締役会の招集通知）
第２５条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただ

し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することできる。
２　取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）
第２６条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）
第２７条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（監査役の選任方法）
第２８条　監査役は、株主総会において選任する。
２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）
第２９条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）
第３０条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役の責任免除）
第３１条　当会社は、会社法第４２６条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（監査役会の招集通知）
第３２条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規則）
第３３条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（報酬等）
第３４条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第６章　計　算

（事業年度）
第３５条　当会社の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月３０日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第３６条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第３７条　当会社の期末配当の基準日は、毎年９月３０日とする。

２　当会社は取締役会の決議によって毎年３月３１日を基準日として中間配当をすることができる。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第３８条　配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。